

議 会 資 料	議案第 29 号
水道総務課	

志摩市水道事業給水条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和6年4月1日、水道事業の国の所管が、厚生労働省より、水道整備及び行政管理に関する事項が国土交通省に移管されることを受け、本条例を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

志摩市水道事業給水条例で引用する水道整備及び行政管理に関する事項の、第5条第1項、第38条第2項及び第44条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正します。

なお、施行は令和6年4月1日からです。

3. 改正による効果等

上位法令との整合性がとれます。

志摩市水道事業給水条例(平成16年志摩市条例第217号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の</p>

過料を科すことができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)・(3) (略)

過料を科すことができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

(2)・(3) (略)